

「見えない方・見えにくい方のための福祉機器展」のご案内

茨城県視覚障害者協会では、見て、触れて、体験できる福祉機器展を開催いたします。

最新テクノロジーに裏打ちされた福祉機器などを知るまたとない機会です。

視覚障害者の方はもちろんのこと、ご家族やボランティアの方、また視覚障害者雇用に関心のある企業の方など、多数のご来場をお待ちしています。

○開催日時 令和5年2月19日(日) 10:00～15:00

○開催場所 水戸駅ビル・エクセル本館6階エクセルホール(水戸市宮町1-1-1)

○出展品(予定)

視覚障害者安全つえ(白杖)・歩行時間延長信号小型送信機・パソコン音声ソフト・点字ディスプレイ・遮光眼鏡、単眼鏡、ルーペ・音声腕時計・デイジー機器(録音、再生)・暗所視支援眼鏡・視覚障害者用読書器(音声読上げ、拡大読書器等)・日常生活用品、便利グッズ、歩行誘導ソフトマット、音声案内装置など(都合により変更となる場合もあります)

※盲導犬候補犬との体験歩行も予定しています。

○入場料等

入場無料、予約不要です。

問 〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64

社福 茨城県視覚障害者協会 ☎029-221-0098 FAX 029-221-0234

茨城県最低賃金と茨城県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最 低 賃 金 名	時間額	効力発生日	
茨 城 県 最 低 賃 金	911円	令和4年10月1日	
茨 城 県 特 定 最 低 賃 金	鉄 鋼 業	令和4年12月31日	
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)		1,004円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)		964円
各 種 商 品 小 売 業	961円	改正なし (令和4年10月1日から茨城県最低賃金が適用)	

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。



問 茨城労働局 賃金室 ☎029-224-6216

茨城労働局ホームページ